

掛川市条例第11号

掛川市地震・津波対策整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

掛川市長

(別紙)

掛川市地震・津波対策整備基金条例の一部を改正する条例

掛川市地震・津波対策整備基金条例（平成25年掛川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分  
に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|---|
| <u>掛川市地震・津波対策整備基金条例</u><br><br>(設置)<br>第1条 <u>地震・津波対策</u> の整備に要する経費に充てるため、掛川市地震・津波対策整備基金（以下「基金」という。）を設置する。 | <u>掛川市風水害・地震・津波対策整備基金条例</u><br><br>(設置)<br>第1条 <u>風水害、地震及び津波対策</u> の整備に要する経費に充てるため、掛川市風水害・地震・津波対策整備基金（以下「基金」という。）を設置する。 |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。